平成２８年（フ）第９４９号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅16―307号
債務者　岩見ルリコ
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３４号
神戸市須磨区関守町１丁目３番８号グリーンバレー須磨Ｃ―11
債務者　山本　啓太
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６９号
神戸市垂水区王居殿２丁目13番４―405号
債務者　大川　靖子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１号
兵庫県宝塚市宝松苑13番43―205号
債務者　多衛野徳義こと　多衛野**德**義
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
兵庫県宝塚市安倉南３丁目６番６―506号
債務者　池田　晃浩
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
兵庫県伊丹市池尻７丁目98番地　クレール宮ノ北401号、前住所兵庫県神戸市中央区上筒井通５丁目２番28号　上筒井パークハイツ103
債務者　安井　寿徳
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６号
鳥取県鳥取市浜坂５丁目９番２―206号　県住２―206号
債務者　原　　裕子
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０３号
愛媛県松山市吉藤４丁目６番62号　オリージャⅡ　201号
債務者　木山　貴史
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０４号
愛媛県松山市吉藤４丁目６番62号　オリージャⅡ　201号
債務者　木山　由加
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８号
福岡県直方市大字頓野3602番地99　市住４―36号
債務者　田処　千鶴
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第４５号
宮崎市田野町乙7723番地６
債務者　横山　洸貴
1　決定年月日時　平成28年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４７号
宮崎市瀬頭町242番地　田中アパート103号、申立時の住所宮崎市宮田町８番23号　ローラルハイツ201号
債務者　主税九二生
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５号
鹿児島県姶良市加治木町反土38番地１　コーポさくらＤ棟101号
債務者　川迫　史穂（旧姓植原）
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
金沢市南四十万２丁目160番地　チェリービーンズ303号、従前の住所金沢市高尾台２丁目156番地
債務者　野志　恭兵
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５号
石川県能美市大成町３丁目55番地
債務者　田中　正徳
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第１７号
山口県下関市小月市原町６番２号
債務者　笠井　信哉
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１４６号
京都市山科区竹鼻堂ノ前町26番地　ルネス山徳702
債務者　岡森　直美
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係